

# 仕 様 書

消 防 局 総 務 部 施 設 課

(担当 石田、澤田 電話212-6645)

件 名	建築基準法第12条に基づく京都市消防局所管施設の建築物等の定期点検業務委託
契 約 期 間	契約の日の翌日 ~ 令和8年3月27日
契 約 条 件	<p><b>【業務委託概要】</b></p> <p>京都市消防局所管施設に対して以下の点検を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 建築物の敷地及び構造の定期点検等（仕様書別紙1参照）</li><li>2 建築設備（昇降機を除く。）の定期点検等（仕様書別紙2参照）</li></ol>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

## 業務委託仕様書

京都市消防局総務部施設課  
(担当: 石田、澤田 電話: 212-6645)

## 1 委託業務名

京都市消防局の建築物の敷地及び構造の定期点検その他業務委託

## 2 委託期間

契約の日の翌日から令和8年3月27日(金)まで

## 3 委託する業務

本件は、以下の業務を行うものである。

- (1) 建築基準法(以下「法」という。)第12条第2項の規定に基づき、「建築物の敷地及び構造」を点検し、その結果を報告する。
- (2) 京都市屋外広告物等に関する条例(以下「条例」という。)第13条の2の規定に基づき、「屋外広告物」を点検し、その結果を報告する。
- (3) (1)及び(2)の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

## 4 点検の対象物

法第12条第2項の点検の対象施設(棟単位)は、別添1-1のとおりである。

条例第13条の2の点検対象の屋外広告物は、別添1-2のとおりである。

なお、別添1-2に記載されていない屋外広告物が敷地内に設置されていることを確認した場合は、京都市消防局総務部施設課(以下「施設課」という。)に報告を行うこと。

## 5 点検の対象項目

法第12条第2項に基づき、建築物の敷地及び構造を点検する。

外装仕上げ材等の点検において、全面的にテストハンマーによる打診等が必要な施設については、別添1-1のとおりである。

特定天井がある施設については、別添1-1のとおりである。

条例第13条の2に基づく屋外広告物の点検は、「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)に基づき実施することとし、原則として、目視、打診等により、損傷、変形及び腐食等の異常の有無を確認する。

## 6 点検の基準

点検の基準は以下のとおりである。

### (1) 法令

- ア 法第12条第2項
- イ 法施行規則第5条の2
- ウ 平成20年3月10日国土交通省告示第282号
- エ 条例第13条の2

### (2) 点検基準

- ア 「特殊建築物等定期点検業務基準(公共建築物用)」(発行:一般財団法人 日本建築防災協会)
- イ 「特定建築物定期調査業務基準(2021年改訂版)」(発行:一般財団法人 日本建築防災協会)
- ウ 「タイル外壁及びモルタル塗り外壁 定期的診断マニュアル(改訂第3版)」(発行:公益社団法人 ロングライフビル推進協会(BELCA))
- エ 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン 令和3年版」(発行:一般財団法人 建築保全センター)
- オ 「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)

### (3) 参考資料

- ア 「屋外広告物点検基準(案)」(一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会・公益社団法人 日本サイン協会・一般社団法人 サインの森)
- イ 「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」(京都市都市計画局公共建築部 公共建築企画課)

## 7 点検の資格

(1) 法第12条第2項に基づく点検を行う者は、次のいずれかの資格を有していること。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 建築物調査員

(2) 条例第13条の2に基づく点検を行う者は、上記(1)又は次のいずれかの資格を有していること。

- ア 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- イ 電気事業法第43条第1項に規定する主任技術者(同法第44条第1項第1号から第3号までに掲げる主任技術者免状の交付を受けている者に限る。)
- ウ 広告美術科に係る職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員又は広告美術仕上げに係る同法に基づく技能検定(3級の技能検定を除く。)の合格者
- エ 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者
- オ 屋外広告物点検技能講習修了者

※ 契約締結後、速やかに上記(1)及び(2)に示す資格者証の写しを施設課まで提出すること。

## 8 貸与品

対象施設(棟単位)の貸与可能な資料、数量及び規格は、**別添1-3**を参照すること。また、引渡場所は施設課の執務室、引渡時期は業務着手時、返却時期は業務完了時とする。

## 9 成果品

成果品として、以下の書類を対象施設（棟単位）ごとに、紙1部及び電子データ（エクセル形式）1部提出すること。

- (1) 定期点検記録（点検様式1-1）
- (2) 点検記録表（点検様式1-2）
- (3) 点検結果図（点検様式1-3）
- (4) 関係写真（点検様式1-4）
- (5) 屋外広告物安全点検報告書（点検様式1-5）
- (6) 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式1-6-1）
- (7) 内訳書（参考様式1-6-2）

## 10 その他

- (1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を施設課に提出し、承認を受けること。
- (2) 受注者は、点検前に、点検計画、点検経路及び点検日時について、各庁舎担当者と調整すること。
- (3) 点検に当たり、委託業務以外に、精密調査等が必要な場合<sup>\*</sup>は、施設課に報告すること。

※ 「精密調査等が必要な場合」とは、例えば以下の場合である。

ア 外装仕上げ材の点検において、竣工後、外壁改修後又は落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年以内にもかかわらず、手の届く範囲の打診又は目視を行った結果、異常が認められ、全面的にテストハンマーによる打診等が必要な場合

イ 特定天井の天井材の点検において、天井裏を目視により確認する際、新たに点検口を設置する必要がある場合

ウ 吹付け石綿の点検において、建築物石綿含有建材調査者等専門技術者等が3年以内に実施した調査結果がなく、その調査が必要な場合

- (4) 点検計画書（点検経路、点検箇所及び点検日時が確認できるもの）を施設課に提出し、承認を受けること。
- (5) 受注者は、点検に当たっては施設利用者のプライバシーを尊重し、施設利用者に負担をかけないように配慮すること。
- (6) 受注者は、業務の一括再委託を行ってはならない。
- (7) 受注者は、点検に図面等が必要な場合は、貸与品以外の資料については、自らの負担で作成すること。
- (8) 受注者は、業務上知り得た事項を当該業務に関わるもの以外に漏らしてはならない。
- (9) 本業務委託に関わる委託料は、業務完了後一括で支払う。

## 法第12条第2項の点検の対象施設(棟単位)一覧

	施設名	所在地	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	延べ面積 (㎡)	用途	外装仕上げ材 等の全面打診 等の要否	特定天井 の有無
1	京都市消防局本部庁舎	京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	S造・RC造	7	2	9,163	消防局本部(事務所)	要	無
2	京都市市民防災センター	京都市南区西九条菅田町7	S造・RC造	4	1	3,551	集客施設	要	無
3	下京消防署	京都市下京区五条通高倉西入堺町27	S造・RC造	6		3,162	消防署(事務所)	要	無
4	南消防署	京都市南区西九条菅田町4-1	RC造	4		2,925	消防署(事務所)	要	無
5	御室消防職員待機宿舎	京都市右京区花園天授ヶ岡町3	RC造	4		1,790	共同住宅・集会所・老人短期入所施設等	要	無
6	西ノ京消防職員待機宿舎	京都市中京区西ノ京中御門東町49	RC造	4	1	2,768	共同住宅	要	無
7	北野倉庫	京都市上京区今小路通御前西入紙屋川町870	S造	2		308	倉庫	要	無
8	元救急教育訓練センター	京都市南区西九条菅田町4-1	S造	3		635	倉庫	要	無

## 条例第13条の2の点検対象の屋外広告物一覧

	施設名	所在地	屋外広告物の概要					
			広告番号	種類	高さ	広告板の大きさ		照明装置の有無
						縦	横	
1	京都市消防局本部庁舎	京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	1	建植看板	1.00	2.70	2.70	無
			2	建植看板	1.20	0.90	1.70	無
2	京都市市民防災センター	京都市南区西九条菅田町7	1	建植看板	2.70	1.35	24.70	無
			2	建植看板	5.00	5.00	2.50	無
			3	その他	2.10	1.40	1.00	無
3	下京消防署	京都市下京区五条通高倉西入塚町27	1	建植看板	2.00	2.00	0.30	無
			2	建植看板	2.50	2.00	0.30	無
			3	その他	5.50	2.00	2.70	有
4	南消防署	京都市南区西九条菅田町4-1	1	建植看板	2.00	1.19	2.00	無
5	御室消防職員待機宿舎	京都市右京区花園天授ヶ岡町3	1	壁面看板	2.70	0.20	3.00	無
			2	壁面看板	2.50	0.20	3.00	無
			3	建植看板	2.00	1.00	1.80	無
			4	建植看板	1.90	1.00	1.80	無
			5	建植看板	2.35	1.20	0.25	無
			6	建植看板	2.40	1.20	0.25	無
			7	建植看板	2.00	1.00	1.20	無
			8	建植看板	1.80	1.10	1.60	無
6	西ノ京消防職員待機宿舎	京都市中京区西ノ京中御門東町49	1	壁面看板	2.50	0.20	2.00	無

※ 敷地内にある全ての屋外広告物を示す。

※ 上表に示す数値の単位は「m」とする。

※ 「高さ」とは、地盤から当該屋外広告物の最上部までの高さを示す。

※ 上表に記載されていない屋外広告物が敷地内に設置されていることを確認した場合は、当該屋外広告物の

点検の実施について、消防局総務部施設課と協議を行い決定すること。

なお、点検対象の追加に伴う委託期間及び契約金額の変更は、その理由を明示した書面により、消防局総務部施設課と協議を行い、委託期間及び契約金額の変更を行うことができる。

対象施設(棟単位)の貸与品一覧

施設名	建築物の敷地及び構造の点検資料(3年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(1年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(2年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(3年前)	防火設備の点検資料(1年前)	設計図(建築)	設計図(電気)	設計図(機械)	竣工図(建築)	竣工図(電気)	竣工図(機械)	計画通知書	吹付けアスベストの分析結果資料	吹付け石綿の劣化状況の調査結果資料
1 京都市消防局本部庁舎	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
2 京都市市民防災センター	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
3 下京消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
4 南消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
5 御室消防職員待機宿舎	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	—	—	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
6 西/京消防職員待機宿舎	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	—	—	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
7 北野倉庫	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	—	—	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
8 元救急教育訓練センター	×	×	×	×	×	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—

(凡例)  
 ○:貸与可能であることを示す。  
 ×:貸与不可であることを示す。  
 —:該当がないことを示す。  
 数字:貸与可能な数量を示す。  
 電子:貸与品の規格が電子を示す。  
 紙:貸与品の規格が紙を示す。

※ 対象施設(棟単位)の所有する全ての資料及び図面等を上表に示す。  
 ※ 上表に示した資料及び図面等は全て貸与する。

点検様式1-1

定期点検記録  
(敷地および構造)

(第一面)

建築基準法第12条第2項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

年 月 日

施設管理者

---

【1. 対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

---

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

---

【3. 点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格】

( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】

( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

【4. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】  要是正の指摘あり (  既存不適格 )  指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】  有 ( 年 月に改善予定 )  無

【ニ. その他特記事項】

---

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域  
その他 ( ) 指定なし

【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
鉄骨造 その他 ( )

【ロ. 階数】 地上 階 地下

【ハ. 敷地面積】 m<sup>2</sup>

【ニ. 建築面積】 m<sup>2</sup> (建築基準法に拠る)

【ホ. 延べ面積】 m<sup>2</sup> (建築基準法に拠る)

【3. 用途別床面積】

①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

(床面積の合計) ( m<sup>2</sup> )

②病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等

(床面積の合計) ( m<sup>2</sup> )

③学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ施設の練習場

(床面積の合計) ( m<sup>2</sup> )

④百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10m<sup>2</sup>以内のものを除く)。

(床面積の合計) ( m<sup>2</sup> )

⑤倉庫

(床面積の合計) ( m<sup>2</sup> )

⑥自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ

(床面積の合計) ( m<sup>2</sup> )

⑦事務所その他これに類する用途に供する建築

(床面積の合計) ( m<sup>2</sup> )

【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法  
階避難安全検証法 ( 階 ) 全館避難安全検証法  
その他 ( )

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

年 月 日 概要 ( )

年 月 日 概要 ( )

年 月 日 概要 ( )

年 月 日 概要 ( )

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 ( 各階平面図あり ) 無

【ロ. 確認済証】 有 無  
交付番号 年 月 日 第 号  
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無

【ニ. 検査済証】 有 無  
交付番号 年 月 日 第 号  
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無

【ヘ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

点検等の概要

【1. 点検の状況】

- 【イ. 今回の点検】 年 月 日実施  
【ロ. 前回の点検】 実施 ( 年 月 日報告) 未実施  
【ハ. 建築設備の点検】 実施 ( 年 月 日報告) 未実施  
【ニ. 昇降機等の点検】 実施 ( 年 月 日報告) 未実施  
【ホ. 防火設備の点検】 実施 ( 年 月 日報告) 未実施

【2. 点検の状況】

(敷地及び地盤)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

(建築物の外部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

(建築物の内部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

(避難施設等)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

(その他)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】

(該当する室)

- 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) ( )  
有 (飛散防止措置有) ( )  
無  
【ロ. 措置予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

- 【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 ( 年 月に実施予定) 対象外  
【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 ( 年 月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

- 【イ. 不具合等】 有 無  
【ロ. 不具合等の記録】 有 無  
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定)  
予定なし

【6. 備考】

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる点検者及び当該建築物の点検を行ったすべての点検者について記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は、点検者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 4欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

### 3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。建築物とは1の建築物（建築基準法施行令第1条第1号）を指します。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑥ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑦ 5欄は、前回点検時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑧ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑩ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 6欄の「ニ」は、⑨に準じて記入してください。
- ⑫ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画若しくは、国家機関の建築物及びその附属施設の保全に関する基準に基づく保全計画について記入してください。
- ⑬ 6欄の「ヘ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑭ 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑮ ここに書き表せない事項で特に記録すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

### 4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の点検を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する点検の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。

⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。

⑩ 前回点検時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

#### 5. 第四面関係

① 第四面は、前回点検時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。

② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。

⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表  
(第四第一号に掲げる建築物)

点検の実施日 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目		点検結果			備考	
			指摘なし	要是正			
				既	存		
			不	適			
			格				
<b>1 敷地及び地盤</b>							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
<b>2 建築物の外部</b>							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外壁	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況					
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況					
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
<b>3 屋上及び屋根</b>							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況					
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況					
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況					
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					

番号	点検項目		点検結果			備考		
			指摘なし	要是正				
				既	存		不	適
<b>4 建築物の内部</b>								
(1)	令第112条第9項に規定する区画の状況							
(2)	令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況							
(3)	令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況							
(4)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況					
(5)			令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況					
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)	壁の室内に面する部分	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況					
(12)			部材の劣化及び損傷の状況					
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況						
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況						
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)			準耐火性能等の確保の状況					
(21)			部材の劣化及び損傷の状況					
(22)	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況						
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)			特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)			防火扉又は戸の開放方向					
(29)			常閉防火設備等の本体及び枠の劣化及び損傷の状況					
(30)			各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の支障となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(32)			常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況					
(33)			照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(34)			警報設備	警報設備	警報設備の設置の状況			
(35)					警報設備の劣化及び損傷の状況			
(36)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況					
(37)			スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況					

番号	点 検 項 目		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正		
				既 存	不 適 格	
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況				
(41)		換気設備の設置の状況				
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況				
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
<b>5 避難施設等</b>						
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下	幅員の確保の状況				
(3)		物品の放置の状況				
(4)	出入口	出入口の確保の状況				
(5)		物品の放置の状況				
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)		物品の放置の状況				
(10)		避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	直通階段の設置の状況				
(12)		幅員の確保の状況				
(13)		手すりの設置の状況				
(14)		物品の放置の状況				
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)	階段	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況			
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況			
(18)	特別避難階段		開放性の確保の状況			
(19)			バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況			
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況			
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(22)			物品の放置の状況			
(23)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況			
(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況			
(26)			排煙口の維持保全の状況			
(27)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			
(28)			非常用の進入口等の維持保全の状況			
(29)	その他の設備等	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況			
(30)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況			
(31)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況			
(32)			物品の放置の状況			
(33)			非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況		

番号	点 検 項 目		点検結果			備考
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
<b>6 その他</b>						
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況			
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況			
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）			
(4)			上部構造の可動の状況			
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況			
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況			
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況			
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況			
<b>7 上記以外の点検項目</b>						
<b>その他確認事項</b>						
法第12条第4項の規定による点検を要する防火設備の有無 <input type="checkbox"/> 有（ 階） <input type="checkbox"/> 無						
<b>特記事項</b>						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、H20告示第282号別表第1（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、H20告示第282号別表第1（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 7「上記以外の点検項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「その他確認事項」は、法第12条第4項の規定による点検を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 配置図及び各階平面図を点検様式1-3の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [13] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1-4の様式に従い添付してください。

点検記録表  
(第四第二号に掲げる建築物)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検結果			備考
		指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1 建築物の内部</b>					
(1)	堅穴区画の状況				
(2)	堅穴区画 堅穴区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況			
(3)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(4)	準耐火構造の壁（堅穴区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能の確保の状況			
(5)		部材の劣化及び損傷の状況			
(6)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(7)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(8)	準耐火構造の床（堅穴区画を構成する床に限る。）	準耐火性能の確保の状況			
(9)		部材の劣化及び損傷の状況			
(10)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
(11)	防火設備（堅穴区画を構成する防火設備に限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況			
(12)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況			
(13)		常閉防火設備の本体及び枠の劣化及び損傷の状況			
(14)		各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況			
(15)		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
<b>2 避難施設</b>					
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況			
(2)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況			
(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況			
(4)		物品の放置の状況			
(5)		避難器具の操作性の確保の状況			
(6)	直通階段	直通階段の設置の状況			
(7)		幅員の確保の状況			
(8)		手すりの設置の状況			
(9)		物品の放置の状況			
(10)		階段各部の劣化及び損傷の状況			
<b>3 上記以外の点検項目</b>					
その他確認事項					
法第12条第4項の規定による検査を要する防火設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 ( ) 階 <input type="checkbox"/> 無					
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

[1] この書類は、建築物ごとに作成してください。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、H20告示第282号別表第2（い）欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、H20告示第282号別表第2（い）欄に掲げる点検項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 3「上記以外の点検項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 配置図及び各階平面図を点検様式1-3の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式1-4の様式に従い添付してください。





関係写真  
(敷地・構造)

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式1-2の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- [4]
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

# 屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(あて先) 京都市消防局総務部施設課長

報告者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

広告物等の種類	(広告番号: ) 屋上看板・壁面看板・突出看板・建植看板・その他				
設置場所	京都市 区 町 丁目 番 号 (施設名称: )				
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日		
点検者	氏名				
	住所				
	電話番号				
	資格名称				
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無・不明			改善の概要等
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	不明	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	不明	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	不明	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有	無	不明	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有	無	不明	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	不明	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	不明	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有	無	不明	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	不明	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	不明	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	不明	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	不明	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	不明	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	不明	
その他	1 付属部材(※)の腐食、破損	有	無	不明	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	不明	
	3 その他点検した事項( )	有	無	不明	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

注1) 点検方法は、原則として、目視、打診等により、損傷、変形、腐食等の異常の有無を確認してください。

注2) 点検項目ごとに「異常の有・無・不明」欄に○印を入れ、「有」の場合は改善の概要を記載の上、写真を添付してください。

注3) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要等」欄に斜線を引いてください。

注4) 高所に設置されており、点検にあたって高所作業車等を用いる必要がある点検項目にあっては、「異常の有・無・不明」欄を「不明」とし、高所作業車等を用いないと点検できない旨を記載の上、写真を添付してください。

注5) アンカーボルト等、コンクリートに覆われ、破壊しないと目視できない場合にあっては、外観で異常の有無を確認し、「改善の概要等」欄に破壊しないと目視できない旨を記載してください。

注6) 別添1-2に記載されていない屋外広告物にあっては、「広告物等の種類」欄に、別添1-2に記載されていない旨を記載してください。

重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表

点検の実施日： 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			
施設名称				
所在地				

【重大な事故等につながる恐れのある要是正項目】 : 有 無

※ 該当する□にレ印等でチェックしてください。また、「有」の場合は、以下の各項目を記載してください。  
ただし、要是正項目の内「既存不適格」は除きます。

【平時被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用 (税込み)
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	タイルの剥落による歩行者への危害	クラックが発生しているタイルを張り替える	¥1,773,200

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じて、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

【非常時（発災時）に被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用 (税込み)
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常時に点灯しないため、迅速な避難ができない	非常用照明器具を取り替える	¥115,500

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じて、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

(注意)

- ※ 「常時」及び「非常時（災害時）」共に被害が想定される場合は、「常時」として表に記載してください。
- ※ 「番号」欄は、点検様式 1-2 「点検記録表」の特記事項に記載の番号としてください。
- ※ 「点検場所」欄は、点検様式 1-4 「関係写真」に添付の写真を撮影した室名等を記載してください。
- ※ 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法について、応急措置の場合は、その旨を記載してください。
- ※ 「是正に要する概算費用」欄に記載の概算費用の根拠として、参考様式 1-6-2 「内訳書」を添付してください。

【内訳書】

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	クラックが発生しているタイルを張り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場設置費	運搬費含む	500	m <sup>2</sup>	3,000	1,500,000	
既存タイル撤去		20	m <sup>2</sup>	1,200	24,000	
新設タイル張り		20	m <sup>2</sup>	2,500	50,000	
発生材処分	運搬費含む	1	式		10,000	
諸経費		1	式		28,000	

合計	1,612,000
消費税	161,200
総合計 (税込み)	1,773,200

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常用照明器具を取り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
非常用照明器具	型番：●-○	5	個	10,000	50,000	
施工費	既設品撤去含む	1	式		25,000	点灯試験含む
発生材処分	運搬費含む	1	式		5,000	
諸経費		1	式		25,000	

合計	105,000
消費税	10,500
総合計 (税込み)	115,500

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

合計	
消費税	
総合計 (税込み)	

(注意)

- ※ 「番号」「点検場所」「点検項目」「指摘の具体的内容」「指摘事項の是正方法」欄は、点検様式 1 - 6 - 1 「重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表」の記載内容と同じにしてください。
- ※ 内訳書は、専門業者の見積書、物価本、実績単価等を基に、可能な範囲で行ってください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じ行の追加等を行ってください。
- ※ 当様式は参考様式となりますので、必ずしもこれによる必要はありません。

## 業務委託仕様書

京都市消防局総務部施設課

(担当：石田、澤田 電話：212-6645)

## 1 委託業務名

京都市消防局所管施設の建築設備（昇降機を除く。）の定期点検その他業務委託

## 2 委託期間

契約の日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

## 3 委託する業務

本件は、以下の業務を行うものである。

- (1) 建築基準法（以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、「建築設備（昇降機を除く。）」及び「防火設備」を点検し、その結果を報告する。
- (2) (1)の点検結果において要是正項目がある場合は、「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」を参考に、重大な事故等につながる恐れのある指摘内容があるかを確認し、ない場合はその旨を、ある場合は、想定被害内容、是正方法及び是正に要する概算費用を検討し、その結果を報告する。

## 4 点検の対象施設

点検の対象施設（棟単位）は、別添2-1のとおりである。

## 5 点検の対象項目

- (1) 建築設備（昇降機を除く。）  
法第12条第4項に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明設備、給水設備及び排水設備を点検する。  
換気設備及び排煙設備の測定等\*の点検の有無については、別添2-1のとおりである。  
※ 測定等とは、換気量、温度、相対湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流及び排煙風量の測定、並びに中央管理室における制御及び作動の状況の確認のことをいう。
- (2) 防火設備  
法第12条第4項に基づき、防火設備を点検する。

## 6 点検の基準

点検の基準は以下のとおりである。

- (1) 法令
  - ア 建築設備（昇降機を除く。）
    - (ア) 法第12条第4項
    - (イ) 法施行規則第6条の2
    - (ウ) 平成20年3月10日国土交通省告示第285号

イ 防火設備

- (ア) 法第 12 条第 4 項
- (イ) 法施行規則第 6 条の 2
- (ウ) 平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号

(2) 点検基準

ア 建築設備（昇降機を除く。）

- (ア) 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (イ) 「特定建築物定期調査業務基準（2021年改訂版）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (ウ) 「建築設備定期検査業務基準書 2016年版」（発行：財団法人 日本建築設備・昇降機センター）
- (エ) 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン 令和3年版」（発行：一般財団法人 建築保全センター）

イ 防火設備

- (ア) 「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (イ) 「特定建築物定期調査業務基準（2021年改訂版）」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (ウ) 「防火設備定期検査業務基準」（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (エ) 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン 令和3年版」（発行：一般財団法人 建築保全センター）

(3) 参考資料

「重大な事故等につながる恐れのある事項と対応方法の一覧」（京都市都市計画局公共建築部公共建築企画課）

## 7 点検の資格

点検者は、次の資格を有していること。

(1) 建築設備（昇降機を除く。）の点検者

点検者は、次のいずれかの資格を有していること。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 建築設備等検査員

(2) 防火設備の点検者

点検者及び調査者は、次のいずれかの資格を有していること。

- ア 一級建築士
- イ 二級建築士
- ウ 建築設備等検査員

※ 契約締結後、速やかに資格者証の写しを施設課まで提出すること。

## 8 貸与品

対象施設（棟単位）の貸与可能な資料、数量及び規格は、**別添 2-2**を参照すること。また、引渡場所は施設課の執務室、引渡時期は業務着手時、返却時期は業務完了時とする。

## 9 成果品

成果品として、以下の書類を対象施設（棟単位）ごとに、紙1部及び電子データ（エクセル形式）1部提出すること。

### (1) 建築設備（昇降機を除く。）

ア 定期点検記録（点検様式 3-1）

イ 点検記録表（点検様式 3-2-1～3-2-4）

ウ 関係写真（点検様式 3-3）

エ 換気状況評価表、換気風量測定表、排煙風量測定記録表及び非常用照明装置の照度測定表（別表 1～4）

オ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式 3-4-1）

カ 内訳書（参考様式 3-4-2）

### (2) 防火設備

ア 定期点検記録（点検様式 4-1）

イ 点検記録表（点検様式 4-2-1～4-2-4）

ウ 点検結果図（点検様式 4-3）

エ 関係写真（点検様式 4-4）

オ 重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表（点検様式 4-5-1）

カ 内訳書（参考様式 4-5-2）

## 10 その他

(1) 受注者は、業務の開始前に、着手届、実施工程表、担当技術者通知書を提出し、施設課の承認を受けること。

(2) 受注者は、点検前に、点検計画、点検経路及び点検日時について、施設課と調整すること。

(3) 点検に当たり、委託業務以外に、精密調査等が必要な場合は、施設課に報告すること。

(4) 点検計画書（点検経路、点検箇所及び点検日時が確認できるもの）を施設課に提出し、承認を受けること。

(5) 受注者は、点検に当たっては施設利用者のプライバシーを尊重し、施設利用者に負担をかけないように配慮すること。

(6) 受注者は、業務の一括再委託を行ってはならない。

(7) 受注者は、点検に図面等が必要な場合は、貸与品以外の資料については、自らの負担で作成すること。

(8) 受注者は、業務上知り得た事項を当該業務に関わるもの以外に漏らしてはならない。

(9) 本業務委託に関わる委託料は、業務完了後一括で支払う。

## 点検の対象施設(棟単位)一覧

	施設名	所在地	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	延べ面積(m <sup>2</sup> )	用途	機械換気設備の 測定等※1の点 検の有無	排煙設備の測定等※ 1の点検の有無
1	京都市消防局本部庁舎	京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	S造・RC造	7	2	9,163	消防局本部(事務所)	有り	有り
2	京都市市民防災センター	京都市南区西九条菅田町7	S造・RC造	4	1	3,551	集客施設	有り	無し
3	消防活動総合センター(本館)	京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21-3	RC造	4		6,925	消防学校、寄宿舍	有り	無し
4	消防活動総合センター(管理棟・整備棟)	京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4	RC造	3		3,827	事務所、倉庫	有り	無し
5	消防活動総合センター(総合訓練棟)	京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4	RC造	5	1	3,644	訓練施設	無し	無し
6	消防活動総合センター(屋内・水上訓練棟)	京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4	RC造	3		1,885	訓練施設	無し	無し
7	北消防署	京都市北区大宮西脇台町17-2	SRC造	3		3,180	消防署(事務所)	有り	無し
8	上京消防署	京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398	S造・RC造	5	1	3,154	消防署(事務所)	有り	無し
9	左京消防署	京都市左京区田中西大久保町36	S造・RC造	3	1	2,893	消防署(事務所)	有り	無し
10	山科消防署	京都市山科区西野今屋敷町2-10	RC造	3		1,641	消防署(事務所)	有り	無し
11	下京消防署	京都市下京区五条通高倉西入堺町27	S造・RC造	6		3,162	消防署(事務所)	有り	無し
12	南消防署	京都市南区西九条菅田町4-1	RC造	4		2,925	消防署(事務所)	有り	無し
13	右京消防署	京都市右京区太秦蜂岡町36	RC造	3	1	2,667	消防署(事務所)	有り	無し
14	西京消防署	京都市西京区榎原佃19	RC造	3		1,710	消防署(事務所)	有り	無し
15	伏見消防署	京都市伏見区竹田七瀬川町9-1	S造・RC造	5		3,547	消防署(事務所)	有り	無し
16	元町消防職員待機宿舎	京都市北区小山西元町34	RC造	5		1,654	共同住宅	無し	無し
17	御室消防職員待機宿舎御	京都市右京区花園天授ヶ岡町3	RC造	4		1,790	共同住宅、集会場、老人短期入所施設等	有り	無し
18	西ノ京消防職員待機宿舎	京都市中京区西ノ京中御門東町49	RC造	4	1	2,768	共同住宅	無し	無し
19	北野倉庫	京都市上京区今小路通御前西入紙屋川町870	S造	2		308	倉庫	無し	無し
20	京都市消防局航空隊ヘリポート(格納庫)	京都市伏見区千両町町地内	S造	1		544	ヘリコプター格納庫	無し	無し
21	西京消防署 桂消防出張所	京都市西京区桂市ノ前町12	RC造	3		232	消防出張所(事務所)	無し	無し
22	伏見消防署 南浜消防出張所	京都市伏見区南浜町273-2	RC造	3		480	消防出張所(事務所)	無し	無し
23	元救急教育訓練センター	京都市南区西九条菅田町4-1	S造	4		635	倉庫	無し	無し

※1 測定等とは、換気量、温度、相対湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、気流及び排煙風量の測定、並びに中央管理室における制御及び作動の状況の確認のことをいいます。

対象施設の賞与品一覧

施設名	建築物の敷地及び構造の点検資料(3年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(1年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(2年前)	建築設備(昇降機を除く。)の点検資料(3年前)	防火設備の点検資料(1年前)	設計図(建築)	設計図(電気)	設計図(機械)	竣工図(建築)	竣工図(電気)	竣工図(機械)	計画通知書	吹付けアスベストの分析結果資料	吹付け石綿の劣化状況の調査結果資料
1 京都市消防局本部庁舎	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
2 京都市市民防災センター	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
3 消防活動総合センター(本館)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
4 消防活動総合センター(管理棟・整備棟)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
5 消防活動総合センター(総合訓練棟)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	-	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
6 消防活動総合センター(屋内・水上訓練棟)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
7 北消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
8 上京消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
9 左京消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
10 山科消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
11 下京消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
12 南消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
13 右京消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
14 西京消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
15 伏見消防署	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
16 元町消防職員待機宿舎	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	-	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
17 御室消防職員待機宿舎御	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	-	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
18 西ノ京消防職員待機宿舎	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	-	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
19 北野倉庫	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	-	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
20 京都市消防局航空隊ヘリポート(格納庫)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	-	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
21 西京消防署 桂消防出張所	×	○(1・紙又は電子)	×	×	-	○(1・電子)	○(1・電子)	○(1・電子)	×	×	×	×	○	—
22 伏見消防署 南浜消防出張所	×	○(1・紙又は電子)	×	×	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—
23 元救急教育訓練センター	×	×	×	×	×	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	○(1・紙又は電子)	×	×	×	×	—	—

(凡例)  
 ○: 賞与可能であることを示す。  
 ×: 賞与不可であることを示す。  
 -: 該当がないことを示す。  
 数字: 賞与可能な数量を示す。  
 電子: 賞与品の規格が電子を示す。  
 紙: 賞与品の規格が紙を示す。

点検様式3-1

定期点検記録  
(建築設備(昇降機を除く。))

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

年 月 日

施設管理者

---

【1. 対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

---

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

---

【3. 点検による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】  要是正の指摘あり (  既存不適格  指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】  有 ( 年 月に改善予定)  無

【ニ. その他特記事項】

---

(第二面)

建築設備の状況等

---

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階

【ロ. 建築面積】 m<sup>2</sup>

【ハ. 延べ面積】 m<sup>2</sup>

【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置 給水設備及び排水設備

---

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

---

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日 実施

【ロ. 前回の点検】 実施 ( 年 月 日 報告) 未実施

【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

---

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無

【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無

【ハ. 居室等】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無

【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

---

【6. 換気設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

---

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定)  
予定なし

---

**【8. 排煙設備の点検者】**

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

**【9. 排煙設備の概要】**

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 ( 階)  階避難安全検証法 ( 階)  全館避難安全検証法 ( 階)  
 その他 ( )

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  加圧式 ( 区画)  無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  加圧式 ( 区画)  無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  加圧式 ( 区画)  無

【ホ. 居室等】  吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  無

【ヘ. 予備電源】  蓄電池  自家用発電装置  直結エンジン  その他 ( )

---

**【10. 排煙設備の点検の状況】**

【イ. 指摘の内容】  要是正の指摘あり (  既存不適格)  指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】  有 ( 年 月に改善予定)  無

---

**【11. 排煙設備の不具合の発生状況】**

【イ. 不具合】  有  無

【ロ. 不具合記録】  有  無

【ハ. 改善の状況】  実施済  改善予定 ( 年 月に改善予定)  予定なし

---

**【12. 非常用の照明装置の点検者】**

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 ( 灯) 蛍光灯 ( 灯) LEDランプ ( 灯) その他 ( 灯)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
その他 ( )

---

【14. 非常用の照明装置の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

---

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定) 予定なし

---

【16. 給水設備及び排水設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 号  
建築設備検査員
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】
- (その他の点検者)
- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 号  
建築設備検査員
- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

---

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク ( 基 m<sup>3</sup>) 貯水タンク ( 基 m<sup>3</sup>)  
その他 ( )
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 ( 汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)  
排水再利用配管設備 その他 ( )
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器  
その他 ( )

---

【18. 給水設備及び排水設備の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

---

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定)  
予定なし

---

【20. 備考】

---

(第三面)

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3. 非常用の照明装置】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたもの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 3欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 3欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は記入不要です。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入し

㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表  
(換気設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目等	点検結果			備考	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
<b>1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）</b>						
(1)	機械換気設備	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の侵入等の防止措置の状況				
(2)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機又は排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(10)		機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。）の性能	各居室の換気量			
(11)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(12)	中央管理方式の空調設備	空調設備の設置の状況				
(13)		空調設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)		空調設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		空調設備の性能	各居室の温度			
(18)	各居室の相対湿度					
(19)	各居室の浮遊粉じん量					
(20)	各居室の一酸化炭素含有率					
(21)	各居室の二酸化炭素含有率					
(22)	各居室の気流					
<b>2 換気設備を設けるべき調理室等</b>						
(1)	機械自然換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質				
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況				
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ				
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置				
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況				
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(12)		換気扇による換気の状況				
(13)		給気機又は排気機の設置の状況				
(14)		機械換気設備の換気量				
<b>3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室</b>						
(1)	その他（防火ダンパー等の開口部を設けるもの）	防火ダンパーの設置の状況				
(2)		防火ダンパーの取付けの状況				
(3)		防火ダンパーの作動の状況				
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況				
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無				
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況				
(8)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		運動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との運動の状況				

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
4 上記以外の点検項目等					
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は記入不要です。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(1/4)(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(1/4)(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 1(10)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付してください。
- [11] 2(14)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付してください。
- 4「上記以外の点検項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [13] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [14] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表  
(排煙設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			備考	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況				
(2)		排煙風道との接続の状況				
(3)		排煙機の外観	煙排出口の設置の状況			
(4)		煙排出口の周囲の状況				
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況			
(7)			作動の状況			
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況			
(9)			排煙機の排煙風量			
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置			
(12)		排煙口の周囲の状況				
(13)		排煙口の取付けの状況				
(14)		手動開放装置の周囲の状況				
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況			
(17)			排煙口の開放の状況			
(18)			排煙口の排煙風量			
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(20)			煙感知器による作動の状況			
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(22)		排煙風道の取付けの状況				
(23)		排煙風道の材質				
(24)		防煙壁の貫通措置の状況				
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況			
(27)			防火ダンパーの作動の状況			
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ			
(31)		防火区画の貫通措置の状況				
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置			
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)		手動開放装置の周囲の状況				
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量			
(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(39)		煙感知器による作動の状況				
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(41)		給気風道の材質				
(42)		給気風道の取付けの状況				
(43)		防煙壁の貫通措置の状況				
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の状況				
(45)		給気送風機の外観	給気風道との接続の状況			

番号	点検項目等		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既	存	
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況				
(47)		作動の状況				
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(49)		給気送風機の給気風量				
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(52)		吸込口の周囲の状況				
(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
<b>2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー</b>						
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(2)		給気口の周囲の状況				
(3)	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)		排煙風道の取付けの状況				
(5)		排煙風道の材質				
(6)	給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)		給気口の取付けの状況				
(8)		給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)	給気口の性能	給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)		給気口の開放の状況				
(12)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)		給気風道の取付けの状況				
(14)		給気風道の材質				
(15)	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)		給気風道との接続の状況				
(17)	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)		給気送風機の作動の状況				
(19)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)		吸込口の周囲の状況				
(23)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)	空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)		空気逃し口の周囲の状況				
(27)	空気逃し口の性能	空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の作動の状況				
(29)	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)		圧力調整装置の周囲の状況				
(31)		圧力調整装置の取付けの状況				
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
<b>3 令第126条の2第1項に規定する居室等</b>						
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況				
(2)		手動降下装置による連動の状況				
(3)		煙感知器による連動の状況				
(4)		可動防煙壁の材質				
(5)		可動防煙壁の防煙区画				
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				

番号	点検項目等		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既	存	
4 予備電源						
(1)	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)		発電機の発電容量				
(3)		発電機及び原動機の状況				
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)		始動用の空気槽の圧力				
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)		自家用発電装置の取付けの状況				
(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(11)		接地線の接続の状況				
(12)		絶縁抵抗				
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(14)		始動の状況				
(15)		運転の状況				
(16)		排気の状況				
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(18)	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況				
(19)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(21)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(22)		給気部及び排気管の取付けの状況				
(23)		Vベルト				
(24)		接地線の接続の状況				
(25)		絶縁抵抗				
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況				
5 上記以外の点検項目等						
特記事項						
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月	

(注意)

[1] この書類は、建築物ごとに作成してください。

[2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

[3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。

[4] 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は記入不要です。

[5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。

[6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(2/4)第二(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。

[7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(2/4)(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

[8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。

[9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

- [10] 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。
- [11] 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（別表3-2）を添付してください。
- [12] 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3-3）を添付してください。
- [13] 5「上記以外の点検項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [14] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [15] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表  
(非常用の照明装置)

点検の実施日 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目等		点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1 照明器具</b>						
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
(2)	照明器具	照明器具の取付けの状況				
<b>2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照度	照度の状況				
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
<b>3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>						
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況				
(4)	切替回路	予備電源から非常用の照明器具間の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)		常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況				
<b>4 電池内蔵形の蓄電池</b>						
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況				
<b>5 電源別置形の蓄電池</b>						
(1)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)		蓄電池等の状況	蓄電池室の換気の状況			
(3)		蓄電池の設置の状況				
(4)	蓄電池の性能	電圧				
(5)		電解液比重				
(6)		電解液の温度				
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(8)		キュービクルの取付けの状況				
<b>6 自家用発電装置</b>						
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)		発電機の発電容量				
(3)		発電機及び原動機の状況				
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)		始動用の空気槽の圧力				
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)		自家用発電装置の取付けの状況				
(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）				
(11)		接地線の接続の状況				
(12)		絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況			
(14)	始動の状況					
(15)	運転の状況					
(16)	排気の状況					
(17)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況					

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正	既 存	
				不 適 格	
7	上記以外の点検項目等				
特記事項					
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は記入不要です。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(3/4) (ろ) 欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(3/4) (ろ) 欄に掲げる点検事項について同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- [11] 7「上記以外の点検項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [12] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [13] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表  
(給水設備及び排水設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			備考
		指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1 飲料用の配管設備及び排水設備</b>					
(1)	(隠蔽配管及び埋設配管を管除)	配管の取付けの状況			
(2)		配管の腐食及び漏水の状況			
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況			
(4)		継手類の取付けの状況			
(5)		保温措置の状況			
(6)		防火区画等の貫通措置の状況			
(7)		配管の支持金物			
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況			
(9)		止水弁の設置の状況			
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況			
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況			
<b>2 飲料水の配管設備</b>					
(1)	(並びに給水ポンプ)	給水タンク等の設置の状況			
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況			
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況			
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況			
(5)		給水ポンプの運転の状況			
(6)		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況			
(7)		給水タンク等の内部の状況			
(8)	給湯設備(循環ポンプを含む。)	給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況			
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況			
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況			
<b>3 排水設備</b>					
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ			
(2)		排水槽の通気の状況			
(3)		排水漏れの状況			
(4)		排水ポンプの設置の状況			
(5)		排水ポンプの運転の状況			
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況			
(7)	(含む)	雑用水の用途			
(8)		雑用水給水栓の表示の状況			
(9)		配管の標識等			
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況			
(11)		消毒装置			
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況			
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況			

番号	点 検 項 目 等		点検結果			備考	
			指摘 なし	要是正			
				既 存 不 適 格			
(15)	その他	公共下水道等への接続の状況					
(16)		雨水排水立て管の接続の状況					
(17)		排水管	排水の状況				
(18)		掃除口の取付けの状況					
(19)		雨水系統との接続の状況					
(20)		間接排水の状況					
(21)	通気管	通気開口部の状況					
(22)		通気管の状況					
4 上記以外の点検項目等							
特記事項							
番号	点検項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等		改善（予定）年月		

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は記入不要です。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(4/4)（ろ）欄に掲げる点検事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[6]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

関係写真  
(建築設備 (昇降機を除く))

部位	番号	点検項目等	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

部位	番号	点検項目等	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式3-2-1～3-2-4の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表

点検の実施日： 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			
施設名称				
所在地				

【重大な事故等につながる恐れのある要是正項目】 : 有 無

※ 該当する□にレ印等でチェックしてください。また、「有」の場合は、以下の各項目を記載してください。  
ただし、要是正項目の内「既存不適格」は除きます。

【平時被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用 (税込み)
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	タイルの剥落による歩行者への危害	クラックが発生しているタイルを張り替える	¥1,773,200

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じて、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

【非常時（発災時）に被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用 (税込み)
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常時に点灯しないため、迅速な避難ができない	非常用照明器具を取り替える	¥115,500

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じて、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

(注意)

- ※ 「常時」及び「非常時（災害時）」共に被害が想定される場合は、「常時」として表に記載してください。
- ※ 「番号」欄は、点検様式 3-2-1～3-2-4 「点検記録表」の特記事項に記載の番号としてください。
- ※ 「点検場所」欄は、点検様式 3-3 「関係写真」に添付の写真を撮影した室名等を記載してください。
- ※ 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法について、応急措置の場合は、その旨を記載してください。
- ※ 「是正に要する概算費用」欄に記載の概算費用の根拠として、参考様式 3-4-2 「内訳書」を添付してください。

【内訳書】

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	クラックが発生しているタイルを張り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場設置費	運搬費含む	500	m <sup>2</sup>	3,000	1,500,000	
既存タイル撤去		20	m <sup>2</sup>	1,200	24,000	
新設タイル張り		20	m <sup>2</sup>	2,500	50,000	
発生材処分	運搬費含む	1	式		10,000	
諸経費		1	式		28,000	

合計	1,612,000
消費税	161,200
総合計 (税込み)	1,773,200

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常用照明器具を取り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
非常用照明器具	型番：●-○	5	個	10,000	50,000	
施工費	既設品撤去含む	1	式		25,000	点灯試験含む
発生材処分	運搬費含む	1	式		5,000	
諸経費		1	式		25,000	

合計	105,000
消費税	10,500
総合計 (税込み)	115,500

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

合計	
消費税	
総合計 (税込み)	

(注意)

- ※ 「番号」「点検場所」「点検項目」「指摘の具体的内容」「指摘事項の是正方法」欄は、点検様式 3 - 4 - 1 「重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表」の記載内容と同じにしてください。
- ※ 内訳書は、専門業者の見積書、物価本、実績単価等を基に、可能な範囲で行ってください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じ行の追加等を行ってください。
- ※ 当様式は参考様式となりますので、必ずしもこれによる必要はありません。





別表3 排煙風量測定記録表 (A4) \*注1)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	排煙機系統(機器番号等)	排煙機銘板表示		排煙機の規定風量	
				最大防煙区画面積	$m^2 \times 1 \text{ or } 2 =$ m <sup>3</sup> /min

2	排 煙 口						判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) <sup>*注2)</sup>	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	排 煙 機					判 定
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m <sup>2</sup> )	測定風速 (m/s) <sup>*注2)</sup>	測定風量 (m <sup>3</sup> /min)	規定風量 (m <sup>3</sup> /min)	
						指摘なし・要是正

4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図(排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。  
 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A 4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統(機器番号等)	給気送風機銘板表示		給気送風機の性能(風量)	
				m3/min	

2	排 煙 口						判 定
	階	室 名	排煙口面積 (m2)	測定風速 (m/s) <sup>※注1)</sup>	測定風量 (m3/min)	規定風量 (m3/min)	
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正

3	給 気 送 風 機				判 定
	吸込口面積 (m2)	測定風速 (m/s) <sup>※注1)</sup>	測定風量 (m3/min)	規定風量 (m3/min)	
					指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図 (給気送風機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表 3-3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
1	給気送風機系統 (機器番号等)	給気送風機銘板表示		給気送風機の性能 (風量)	
				m3/min	

2	遮煙開口部・空気逃し口							判定
	階	室名	空気逃し口の方式 <sup>※注1)</sup>	測定排出風速 <sup>※注2)</sup> (m/s)	規定排出風速 <sup>※注3)</sup> (m/s)	算定式 <sup>※注3)</sup>	遮煙開口部の高さ (m)	
			1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正
			1. 自然方式 <input type="checkbox"/> 2. 機械方式 <input type="checkbox"/> 3. 併用方式 <input type="checkbox"/>					指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

4	排煙系統図 (給気送風機と空気逃し口の対応関係がわかる図を記入すること)

注1) 「空気逃し口の方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。  
 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。  
 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算定し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。  
 ① $V=2.7\sqrt{H}$  ② $V=3.3\sqrt{H}$  ③ $V=3.8\sqrt{H}$   
 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。



点検様式4-1

定期点検記録  
(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第4項の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

年 月 日

施設管理者

---

【1. 対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

---

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

---

【3. 点検による指摘の概要】

要是正の指摘あり (  既存不適格 )     指摘なし

---

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階

【ロ. 建築面積】 m<sup>2</sup>

【ハ. 延べ面積】 m<sup>2</sup>

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【3. 点検日等】

【イ. 今回の点検】 年 月 日実施

【ロ. 前回の点検】 実施 ( 年 月 日報告) 未実施

【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の点検者】

(代表となる点検者)

【イ. 資格等】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

階避難安全検証法 ( 階)

全館避難安全検証法

その他 ( )

【ロ. 防火設備】

防火扉 ( 枚) 防火シャッター ( 枚)

耐火クロススクリーン ( 枚) ドレンチャージャー ( 台)

その他 ( 台)

【6. 防火設備の点検の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 ( 年 月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 ( 年 月に改善予定)

予定なし

【8. 備考】

## 防火設備に係る不具合の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

## (注意)

## 1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。  
 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

## 2. 第一面関係

- ① 建築基準法第12条又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。  
 ② 点検者が2人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。  
 ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

## 3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る点検結果について作成してください。  
 ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。  
 ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。  
 ④ 3欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の防火設備等に関する直前の報告について記入して下さい。  
 ⑤ 3欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
 ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。  
 ⑦ 4欄は、代表となる点検者並びに点検に係る防火設備に係るすべての点検者について記入してください。当該防火設備の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。  
 ⑧ 4欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。  
 ⑨ 4欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。  
 ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。  
 ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫ 5欄の「ロ」は、点検対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。

⑬ 6欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所全ての建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあつては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 前回点検時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

① 第三面は、前回点検時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあつては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。

④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。

⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表  
(防火扉)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		扉の取付けの状況					
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況					
(4)		常閉防火扉	固定の状況				
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況					
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(7)		感知の状況					
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(10)			結線接続の状況				
(11)			接地の状況				
(12)			予備電源への切り替えの状況				
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(14)			容量の状況				
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(16)	再ロック防止機構の作動の状況						
(17)	総合的な作動の状況	防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況					
(18)		防火区画の形成の状況					

上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(1/4) (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(1/4) (イ) 欄に掲げる点検項目について同表 (ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。

- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-2、点検様式4-2-3又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目（既存不適合の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表  
(防火シャッター)

点検の実施日 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)			予備電源への切り替えの状況			
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(2/4) (イ) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(2/4) (イ) 欄に掲げる点検項目について同表(ロ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- [10] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[9]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( ) 書きで記入してください。
- [12] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [13] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表  
(耐火クロススクリーン)

点検の実施日 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果		備考
			指摘なし	要是正 既 存 不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(13)			感知の状況		
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(15)			結線接続の状況		
(16)			接地の状況		
(17)			予備電源への切り替えの状況		
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(19)			容量の状況		
(20)			自動閉鎖装置	設置の状況	
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)		防火区画の形成の状況			

上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」欄及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(3/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( ) 書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-4の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。

点検記録表  
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

点検の実施日 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			

番号	点検項目	点検事項	点検結果			備考
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況			
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況			
(3)		開閉弁	開閉弁の状況			
(4)		排水設備	排水の状況			
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況			
(6)			給水装置の状況			
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
(8)			結線接続の状況			
(9)			接地の状況			
(10)			ポンプ及び電動機の状況			
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況			
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)			感知の状況			
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(18)			結線接続の状況			
(19)			接地の状況			
(20)			予備電源への切り替えの状況			
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(22)			容量の状況			
(23)		自動作動装置	設置の状況			
(24)		手動作動装置	設置の状況			
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況				
(26)		防火区画の形成の状況				

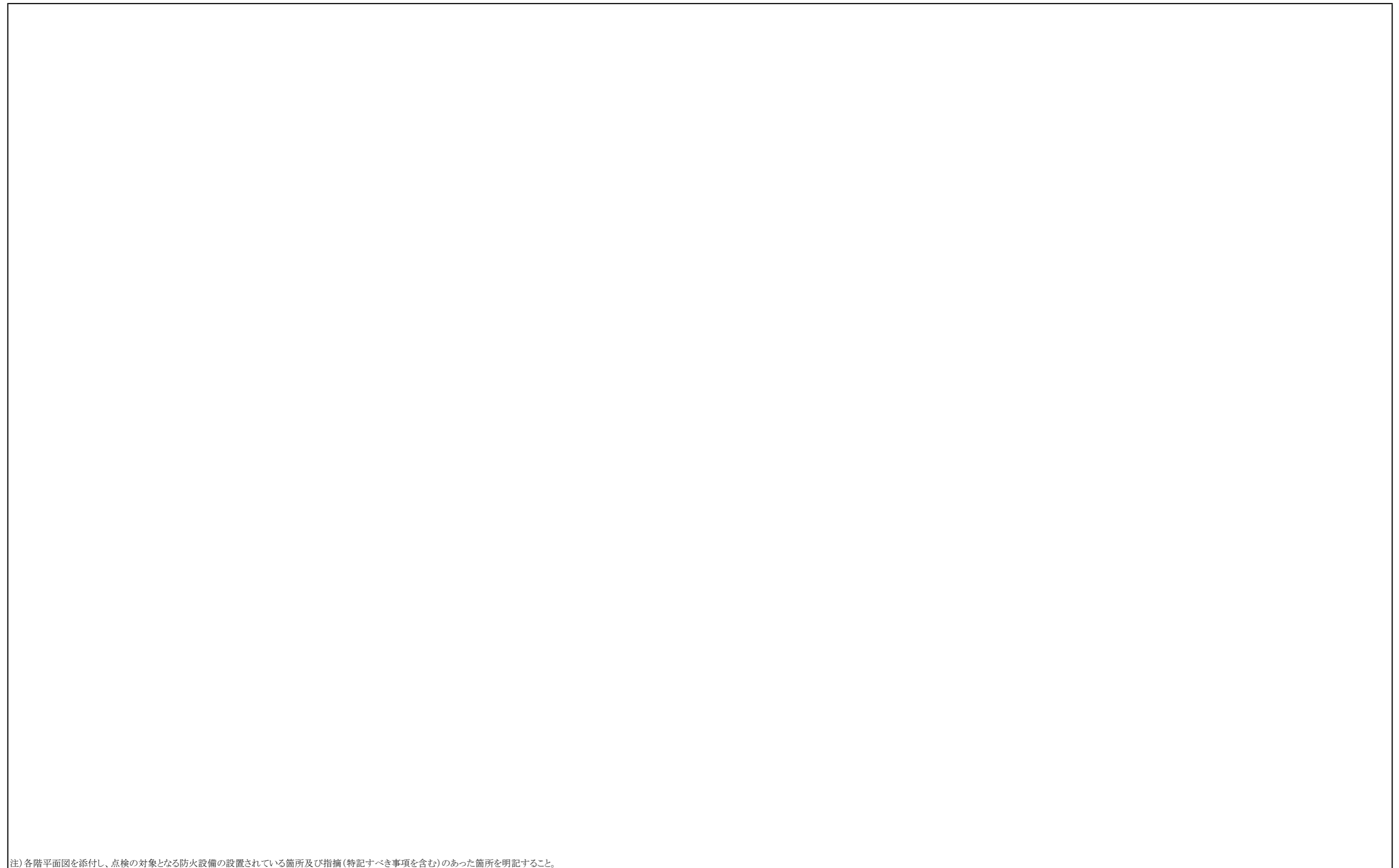
上記以外の点検項目


特記事項

番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は記入不要です。
- [4] 該当しない点検項目がある場合は、その「点検結果」及び「備考」欄に「-」を記入してください。
- [5] 「点検結果」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる各点検項目ごとに記入してください。
- [6] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-3(4/4) (い) 欄に掲げる点検項目について同表(ろ) 欄に掲げる点検事項のいずれかが同表(に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [8] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [9] 「上記以外の点検項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が点検項目等を付加している場合に、当該点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定点検項目等が定められている場合に、当該認定点検項目等を追加し、[5]から[8]までに準じて点検結果等を記入してください。
- [10] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( ) 書きで記入してください。
- [11] 各階平面図を点検様式4-3の様式に従い添付し、ドレンチャ―その他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、点検様式4-3の様式は点検様式4-2-1、点検様式4-2-2又は点検様式4-2-3の各々の点検様式4-3に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- [12] 要是正とされた点検項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式4-4の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を点検様式4-3の様式に明記してください。



注) 各階平面図を添付し、点検の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真  
(防火設備)

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

部位	番号	点検項目	点検結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項	

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ点検様式4-2-1～4-2-4の番号、点検項目に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表

点検の実施日： 年 月 日

点検者	代表となる点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	その他の点検者			
施設名称				
所在地				

【重大な事故等につながる恐れのある要是正項目】 : 有 無

※ 該当する□にレ印等でチェックしてください。また、「有」の場合は、以下の各項目を記載してください。  
ただし、要是正項目の内「既存不適格」は除きます。

【平時被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用 (税込み)
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	タイルの剥落による歩行者への危害	クラックが発生しているタイルを張り替える	¥1,773,200

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じて、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

【非常時（発災時）に被害が想定される指摘事項】 : 有 無

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項による想定被害内容	指摘事項の是正方法	是正に要する概算費用 (税込み)
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常時に点灯しないため、迅速な避難ができない	非常用照明器具を取り替える	¥115,500

\* 指摘事項については、点検で把握した箇所が挙げられている。把握できた箇所以外も、同様の事象が生じている可能性があるため、是正措置を講じて、別途、詳細調査を行う必要がある。  
\* 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法が「応急措置」の場合は、別途、本修繕を行う必要がある。

(注意)

- ※ 「常時」及び「非常時（災害時）」共に被害が想定される場合は、「常時」として表に記載してください。
- ※ 「番号」欄は、点検様式 4-2-1～4-2-4「点検記録表」の特記事項に記載の番号としてください。
- ※ 「点検場所」欄は、点検様式 4-4「関係写真」に添付の写真を撮影した室名等を記載してください。
- ※ 「指摘事項の是正方法」欄に記載の是正方法について、応急措置の場合は、その旨を記載してください。
- ※ 「是正に要する概算費用」欄に記載の概算費用の根拠として、参考様式 4-5-2「内訳書」を添付してください。

【内訳書】

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	外壁東面	タイルの劣化及び損傷の状況	外壁タイルにクラックがある	クラックが発生しているタイルを張り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
外部足場設置費	運搬費含む	500	m <sup>2</sup>	3,000	1,500,000	
既存タイル撤去		20	m <sup>2</sup>	1,200	24,000	
新設タイル張り		20	m <sup>2</sup>	2,500	50,000	
発生材処分	運搬費含む	1	式		10,000	
諸経費		1	式		28,000	

合計	1,612,000
消費税	161,200
総合計 (税込み)	1,773,200

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法
(例)	ロビー	非常用照明器具	不点灯 (原因不明)	非常用照明器具を取り替える

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
非常用照明器具	型番：●-○	5	個	10,000	50,000	
施工費	既設品撤去含む	1	式		25,000	点灯試験含む
発生材処分	運搬費含む	1	式		5,000	
諸経費		1	式		25,000	

合計	105,000
消費税	10,500
総合計 (税込み)	115,500

番号	点検場所	点検項目	指摘の具体的内容	指摘事項の是正方法

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考

合計	
消費税	
総合計 (税込み)	

(注意)

- ※ 「番号」「点検場所」「点検項目」「指摘の具体的内容」「指摘事項の是正方法」欄は、点検様式 4 - 5 - 1 「重大な事故等につながる恐れのある要是正項目一覧表」の記載内容と同じにしてください。
- ※ 内訳書は、専門業者の見積書、物価本、実績単価等を基に、可能な範囲で行ってください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、必要に応じ行の追加等を行ってください。
- ※ 当様式は参考様式となりますので、必ずしもこれによる必要はありません。